



祝！核兵器禁止条約 発効へ

核兵器の開発、保有、使用を禁じる核兵器禁止条約に中米ホンジュラスが新たに批准し、批准国が50か国に達しました。批准国が発行に必要な50か国に達したことで、**条約は90日後の来年1月22日に発効する予定**です。核兵器を非人道兵器とする国際規範が生まれることで、「核なき世界」への期待が高まっています。核兵器禁止条約が注目される理由や、発効によってどのような変化が生じるのか考えてみましょう！



核兵器禁止条約とNPT体制

○核兵器禁止条約のポイント

核兵器の**全廃と根絶を目的**とする国際条約
核兵器を包括的に法的禁止する初めての条約



国際法上、核兵器は違法・禁止に！



○NPT体制との関係

核拡散防止条約(NPT)

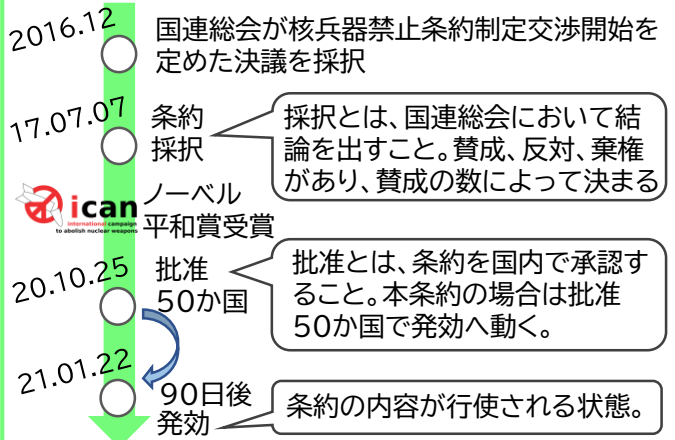
- ✓ 1963年国連で採択・1970年に発効
- ✓ 核保有を米英仏露中の5大国に限定。
- ✓ 核不拡散・核軍縮・原子力の平和的利用の3つを掲げ、誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定している。

核兵器禁止条約の必要性が高まった背景

- 核保有国の軍縮停滞** 中距離核戦力全廃条約の失効、NPT再検討会議の開催延期
- 非保有国の不満拡大** そもそもが不平等条約であり、核兵器自体は禁止ではない。

「発効」までのプロセス

2017年に核兵器禁止条約が採択された後、50か国目の批准から90日後に初めて条約として発効するという仕組みになっています。様々な国際NGOが世界各国に批准を呼びかけ、条約発効へつながりました！



一方で、課題として条約には世界の核兵器の9割を保有するアメリカとロシア、さらに中国などの核保有国や、**アメリカの核抑止力に依存する日本などの同盟国は参加しておらず、これらの国々には条約を順守する義務はありません**。引き続き、批准国を増やし、核兵器への価値転換を起こしていく必要があります！

ヒバクシャ国際署名が核兵器禁止への後押しに！



ヒバクシャ国際署名の期限を延長しています。第一歩のアクションとしてぜひ署名を検討しましょう！ヒバクシャ国際署名を通じて、核兵器禁止条約への共感を広げ、批准国を増やし効果を大きくすることができます。

全国大学生協連が運営する戦後75年特設サイトもスタートしています！大学生協の平和の取り組みを知り、平和について考えるツールとして活用しましょう！



ヒバクシャ国際署名



平和特設サイト